

府中市次世代育成支援行動計画

ひとみ輝け! 府中の子どもたち
心豊かな子どもがいきいきと育つまち

概要版

府 中 市



計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

子育てと家庭を取り巻く環境変化—育児負担・育児不安・子育ち環境の悪化—

- 我が国では、家庭や地域の状況変化を背景として、少子化が急速に進行してきました。
- このようななか、子育てや子どもの育成をめぐって様々な問題が指摘されています。例えば、①子どもの養育を子育て家庭が専ら担い、また、家庭内では男性の育児への意識やかかわりが不十分であるため、主たる養育者である母親が子育てを負担に感じ、育児不安に陥っていること、②大家族内の子育てや地域における子育てが難しくなったため、多様な世代とのかかわりのなかで子どもが育つことができず、様々な学びの機会を持てずにいることなどです。

次世代育成支援対策推進法の成立

- このような状況を踏まえ、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が施行されました。
- 同法では、国、地方公共団体、事業主（企業など）、国民それぞれの責務が規定され、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進していくこととしています。

「府中市次世代育成支援行動計画」の策定

- このような流れを踏まえ、市民全体による「次世代の育成」や「次の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援を推進するため、「府中市次世代育成支援行動計画」を策定します。
- この計画は、府中市において平成17年度から平成21年度までの5か年にわたって行うべき次世代育成支援対策の方向や目標を定めるものです。

2 計画期間

- 次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法により、平成17年度を初年度として5年を1期とし、その後の5年を2期とする10年間の計画とすることとされています。
- この計画は、1期目の計画となるもので、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とします。平成22年度からの2期目の計画は、平成21年度中にこの計画の評価・見直しを行ったうえ、新たに策定する予定です。

次世代育成支援対策とは

「次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備」のための取組とされ、地方公共団体や事業主は、その実施計画を「行動計画」として策定し、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組を進めることとしています。

1 基本理念

ひとみ輝け!府中の子どもたち

心豊かな子どもがいきいきと育つまち

- 子どもはひとりひとりが生まれながらに無限の可能性を持つ存在です。また、明日の社会を担う貴重な存在でもあります。
- 安心して子どもを産み、その子どもが周囲の愛に育まれ自らの可能性を生かしながら、心豊かにいきいきと育つことは、家族の望みであるだけでなく、わたしたちの社会にとっても大切な願いです。
- 社会のひとつすべてが、子どもをひとりの人間として尊重し、最大限、その幸せな成長に配慮する姿勢が必要です。
- 子育てが喜びを持って行われ、ひとりひとりの子どもが心豊かにいきいきと育ち、そのひとみが輝くようなまちを目指して、家庭・地域・行政・企業など社会全体で子どもと子育てを支援する環境づくりを進めます。

2 基本方針

子ども支援、親支援、地域づくりの観点から、次の3つの方向を目指します。

(1) 子どもの幸せを中心に考え、子どもがいきいきとすこやかに育つ環境をつくります

- 子どもの幸せな成長を中心に考え、すべての子どもが持つて生まれた「育つ力」を最大限に活かし、いきいきとすこやかに育つことができる環境をつくります。
- 親や地域のひとびと協力して、子ども自身の育つ力を信頼し、子どもにとって何が最も望ましい状態であるのかを考えながら、子どもの成長・発達を支援します。
- 「児童の権利に関する条約」に基づき、すべての子どもをひとりの人間として尊重する視点を大切にし、その最善の利益が保障されるよう支援します。

(2) 親が親として育ち、安らぎのある子育てができるように支援します

- 親が自信を持ってゆったりと子育てをし、その喜びを感じることができるように、育児の多様性に配慮しながら、子育てを支援します。
- 家庭の養育機能や地域の子育て機能が低下し、親に負担が集中している状況を改善するため、子育て家庭を支援します。
- 子育てと仕事の両立に悩む家庭に対し、子育てと仕事の両立を支援します。
- 子育ての負担・不安を一人で抱え込みがちな家庭に対し、子育ての負担・不安を緩和します。
- 身近に子どもや子育てにふれあう機会のないままに親になり、周囲からの援助も得にくいなか、子どもとの接し方や子育ての方法に悩む親を支援します。

(3) 子ども・子育てを見守り、はぐくみ、支える地域をつくります

- 子どもがすこやかに育ち、安らぎのある子育てが実現されるよう、企業、関係機関と協力して、子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境を整備し、地域のひとびとが子どもの成長にかかわる地域づくりを進めます。
- 都市化や核家族化が進み、家庭の養育機能の低下や子育て家庭の孤立が指摘されているなか、子どもや子育てを地域全体で見守り、はぐくみ、支えるため、地域のひとびとが子どもや子育てに関する関心と意識を高める活動を進めます。
- ハード・ソフトの両面から、地域のひとびとが主体的に子どもの育成や子育て支援にかかわる仕組みをつくり、子どもや子育てを支える地域づくりを進めます。

III

重点課題と取組の方向

1 6つの重点課題

この計画では、次の6つを重点課題と位置付け、取組を行います。

1 保育ニーズへの対応

※待機児童を解消するために、低年齢児を中心に保育定員を拡大していく必要があります。
※働き方や生活様式の多様化に伴い、利用者個々のニーズに応じた保育サービスが求められています。

2 0～2歳児の母親の孤立化を防ぐための親子交流の活性化

※親子が家庭内で孤立することのないように、交流や仲間づくり、情報交換ができる機会を設けていく必要があります。
※子育て中の保護者が子育てサークルなどを形成し、気軽に参加できるように、自主活動への支援が求められています。

6 ボランティアや民間組織との協働の仕組みづくり

※子育て支援活動のリーダーや各世代の知恵を生かすような人材を育成し、地域における子育て支援の担い手として活動する機会を提供するなど、市民の相互支援活動を活性化する必要があります。

3 小学生以上の子どもの居場所づくり

※地域のひとびとの協力を得ながら、身近な遊び場である児童館の充実を図っていくことが課題となっています。
※体験学習やボランティア活動などの機会をさらに充実させていく必要があります。
※自分たちで考え、仲間同士で話ができる、自主的な活動ができる場として、市内施設の活用が課題となっています。

5 子育て支援と母子保健の連携の強化

※子育てに関する相談の内容は多岐にわたり、複合的なものとなっている場合もあるため、関係部署が連携して総合的に支援する体制づくりが課題となっています。

4 子育てに関する情報提供の仕組みづくり

※様々な子育て関連情報を集約したうえで、わかりやすく整理し提供するための拠点整備が求められます。
※インターネットの活用も含めて、身近で簡便に情報が得られる仕組みづくりが必要です。

2 重点課題に対する取組の方向

重点課題

1 保育ニーズへの対応

▶▶▶ 保育所待機児童の解消

保育サービスの利用希望者の数を的確に把握するなかで、市立保育所の定員拡大や私立保育園の新設・分園、認証保育所の新設など様々な方策により、待機児童の解消を目指します。また、利用者の負担のあり方について検討し、より公平な仕組みへと見直しを行います。

▶▶▶ 多様な保育サービスの提供

時間延長保育の拡大や休日保育の実施など、保護者の多様な勤務形態に応じた支援を行います。また、保護者の疾病や家庭の都合による緊急時の一時保育に加え、リフレッシュのための保育を実施します。

▶▶▶ 子育てしやすい就業環境の啓発

女性の就業機会の拡大や出産後の円滑な職場復帰、父母ともに子どもとゆっくり過ごせる時間の確保など、就業環境の改善を事業主（企業等）に働きかけます。

重点課題

2 0～2歳児の母親の孤立化を防ぐための親子交流の活性化

▶▶▶ 親子が集える場の整備

ボランティアと協力して、子育て地域交流事業や子育てひろばポップコーン事業などにより、親子の交流や情報交換、仲間づくりの場を提供します。市立保育所においても、地域の子育て家庭への支援を充実します。さらに子ども家庭支援センター「たっち」を中心に子育て支援のネットワーク化を図ります。

重点課題

3 小学生以上の子どもの居場所づくり

▶▶▶ 体験機会の提供

子どもが様々な体験をし、そこから興味ある活動へとつないでいけるように、体験学習やボランティア活動、地域の伝承行事などの事業を充実します。また、子どもとその保護者が地域のひとびと交流し活動する機会を提供します。

▶▶▶ 自主活動への支援

地域のひとびとの協力を得ながら児童館の活動を充実するとともに、学校施設や公園を利用した地域子どもひろば事業を実施します。また、児童館及び子ども家庭支援センター「たっち」を、夕方以降において中学生・高校生の活動の場として活用します。

重点課題

4 子育てに関する情報提供の仕組みづくり

▶▶▶ 子育てに関する情報提供

「広報ふちゅう」の紙面充実をはじめ、インターネットの活用や子育て情報誌の配布など、多様な媒体により、子育てに関する情報提供を行います。また、子ども家庭支援センター「たっち」を子育てに関する情報の集約施設とします。

重点課題

5

子育て支援と母子保健の連携の強化

▶▶▶ 子育てに関する総合相談

子ども家庭支援センター「たっち」及び「しらとり」において、子育てや家庭に関する総合相談事業を行います。相談内容により、さらに専門的な相談機関と連携し対応するとともに、支援サービスへとつなげていきます。

▶▶▶ 児童虐待への対応

虐待の早期発見に努め、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して、家庭への適切な支援を行います。

▶▶▶ 母子保健に関する相談

母子健康手帳を交付する時の内容説明や相談により、妊娠中から子育て不安の解消を図ります。また、保健師等による訪問事業を周知するとともに、妊産婦・新生児等の家庭への訪問を充実し、子育て家庭を支援します。

▶▶▶ 健康診査の実施

予診で親の気持ちを十分に聞き取り、保健師等による個別相談につなげます。また、健診の未受診者の状況把握を行い、必要に応じ、関係部署が連携して、適切な支援を行います。

重点課題

6

ボランティアや民間組織との協働の仕組みづくり

▶▶▶ 相互支援活動の活性化

地域のひとびとの支えあいによる子育て支援を推進するため、ボランティアを育成し、活動の場を提供していきます。

▶▶▶ 地域の教育力の活用

開かれた学校づくりを目指し、学校と地域社会とが連携して子どもの「生きる力」を育成します。

▶▶▶ 地域の安全対策の推進

防犯意識の啓発や犯罪発生情報の提供を行うとともに、地域のひとびとや事業者と協力した防犯パトロールなどの犯罪防止活動を行うことにより、安全なまちづくりを推進します。

IV

施策の体系

基本理念及び基本方針を踏まえ、11の目標を設定し、施策を推進します。

